



長野県報

6月6日(木)
令和元年
(2019年)
第10号

目 次

規 則

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局） 1

告 示

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による貸付金の元利償還金及び元利償還金の違約金の収納事務の委託（こども・家庭課） 1

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定（食品・生活衛生課） 2

自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課） 2

基本測量の実施（建設政策課） 3

公共測量の実施（4件）（建設政策課） 3

公共測量の終了（2件）（建設政策課） 3

令和2年度長野県立中学校入学者選抜要綱（高校教育課） 4

公 告

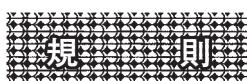
特定調達契約に係る落札者の決定（情報政策課） 4

随意契約の相手方の決定（情報政策課） 4

国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課） 4

建設業法に基づく処分（建設政策課） 4

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課） 5



給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を
ここに公布します。

令和元年6月6日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「検査課長」を「健康づくり支援課長及び検査課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

長野県告示第67号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6及び第32条第1項の規定による貸付金（償還がされていない貸付金のうち別に指定するものに限る。）の元利償還金及び元利償還金に係る違約金の収納の事務を次のとおり委託しました。

令和元年6月6日

長野県知事 阿部 守一

1 受託者の所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

2 受託者の名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

こども・家庭課